

こんにちは 横田ゆうです



日本共産党足立地区委員会
くらし・福祉・介護の相談室長
足立区西伊興4-7-8
☎ 03-3855-1587

日本共産党の「くらし・福祉・介護の相談室長」の横田ゆうは10月9日、2019年度、対政府交渉に参加し、厚生労働省に対して、介護職員不足の解消、総合支援事業について要望しました。以下、質疑の要旨です。

○横田ー特養では、職員不足でベッドを100%稼働できない、ヘルパーは、必要な時間に十分派遣できないなど、利用者・家族が十分なサービスを利用できない事態が起こっている。
厚生労働省が出した「2025年介護人材推計調査」によると団塊の世代が75歳になるまで介護職員が245万人必要だが、全国で33万人、東京で34000人不足する。公費を投入し、介護職員の



厚生労働省で発言する横田ゆう区議予定

介護職員不足は深刻、直ちに対策を

10万円の賃金引き上げと処遇改善を行い、質の高い介護サービスを受けることができるようにすべきだがどうか。
(回答) これまで5・4千円の賃上げをやってきたが、今後も実施する。

○横田ー要支援1・2を総合事業に移管したことにより、介護給付費の7割〜8割に報酬が切り下げられ、大手事業者が受け入れを中止、地域の小規模のヘルパー事業者、デイサービス事業者が引き受けることになった。地域の事業者から、報酬が下がったからと言って、時間を短くしたり、サービスの内容を下げたりはできないため、赤字経営になっている。都に出す書類、区に出す書類と作業が2倍になったと悲鳴が上がっている。総合事業を介護給付費に戻すようにすべきだがどうか。
(回答) 総合支援事業は、幅広い事業者が参加できるように行っている。総合事業について、実態調査を行っていく。
※横田ゆうは現場の声を届けてがんばります。

新あだち社 足立区日の出町27-3-1130 鈴木秀三郎
2018年10月28日 日本共産党足立地区委員会の見解を紹介します

新あだち



私、横田ゆうも発言します

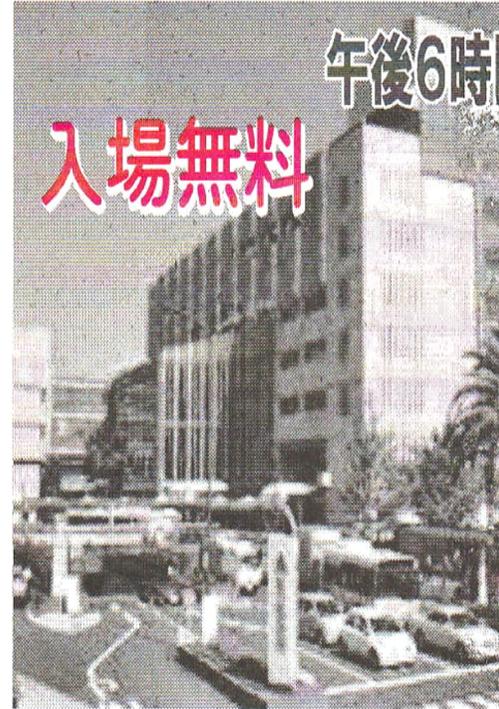
介護保険の実態と課題を発言します。ぜひ、来て下さいね。

足立区政の今後を考えるつどい

11月20日(火) 足立区庁舎ホール

午後6時開場 6時30分~8時30分

入場無料



- 各分野からの発言
- 区役所本体業務の外部委託
 - 保育園の増設
 - 千住の再開発
 - 学校統廃合
 - 放射能対策
 - 原発ゼロ・自然エネルギー
 - 住宅セーフティネット
 - 核兵器廃絶
 - 介護保険 他

会場からの発言
区議会議員・予定候補が勢ぞろい

- ★保育室を用意しています。
- ★磁気ループ、設置してあります。

区民運動に取り組んできた皆さんが一堂に集結し、交流しながら区政のあり方を問い直すイベントです。
どなたでも自由に参加することができます。私たちのくらしに本当はとっても身近な、足立区のこと考えてみませんか？

主催 日本共産党足立区議団

問合せ先 3880-5770

新あだち

発行 新あだち社
2018年10.11月号外

足立区日ノ出町27-3-1130 鈴木秀三郎
日本共産党足立地区委員会の見解を紹介します。

北千住駅街頭演説に700人

11月3日、北千住西口デッキで日本共産党の田村智子参院議員・党副委員長、吉良よし子参院議員(東京選挙区選出)足立区議団、同予定候補による街頭演説を行いました。



トップで演説する横田ゆう区議予定候補

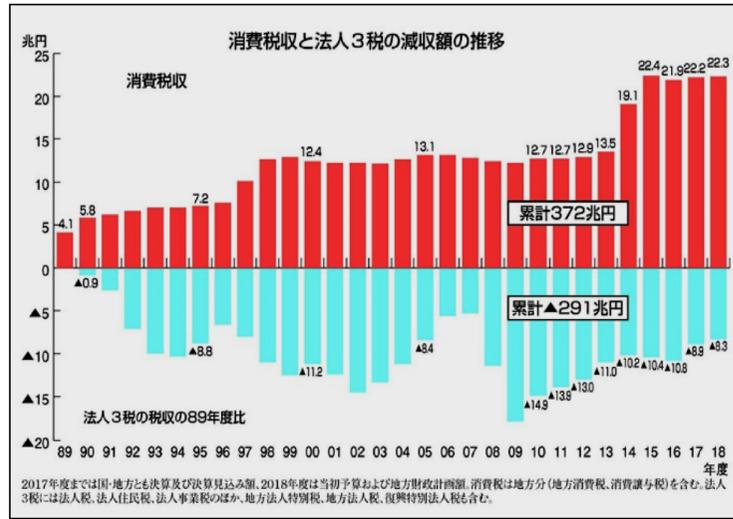
その後、池内さおり前衆院議員、吉良よし子参院議員(東京選挙区)が訴えました。

消費税増税20の審判を 地方選・参院選で下そう！

最後に田村智子参院議員・党副委員長が政局と来年のいっせい地方選・参院選について話しました。田村智子副委員長は、安倍首相が来年10月から予定通り消費税を10%に増税すると宣言したが、4年半前消費増税を0%から8%に増税したことによって、家計消費は「一時的」どころか、いまだに落ち込んだままで、2人以上世帯の実質消費支出は年25万円も減っています。こんなときに増税を強行すれば、消費がいつそう冷え込み、景気がますます悪くなることは火を見るよりも明らかではありませんか。

政府は、消費税増税は「社会保障のため」と言います。しかし、所得の少ない人ほど負担が重くのしかかる「弱い者いじめ」の税金である消費税を、立場の弱い方々を支える社会保障の財源にするほど本末転倒はありません。

収は累計で291兆円も減っています。



しかも、現実はどうでしょうか。消費税が導入された1989年度から2018年度までの30年間で、国民のみなさんから集めた消費税の税収を累計すると372兆円にのぼります。ところが、社会保障は充実どころか、年金は削られ、医療費の窓口負担は増やされ、介護保険の料金は上げられるなど、改悪の一途をたどりました。

どうしてこんなことになったのか。調べてみると、同じ時期に、法人3税の税

医療費 控除



一定額以上の医療費を支払った場合、税の医療費控除を受けられる可能性があります。自分の分だけでなく「生計を一にしている」配偶者、子、孫、老いた両親などの医療費も合算できます。同居していても、生活費や学費、療養の費用を仕送りしている場合は合算できます。控除額は、1年間に支払った医療費の総額から保険などで戻ってきた金額を引き、さらに10万円を引いた額です。

控除額は、1年間に支払った医療費の総額から保険などで戻ってきた金額を引き、さらに10万円を引いた額です。

医療費控除の対象となる例

- ◎通院費(自家用車のガソリン代や駐車場代は対象外)
- ◎診療費、入院時の部屋代や食事代
- ◎妊娠中の定期健診費用や分べん費
- ◎医療用器具(コルセットなど)の購入費やレンタル費用
- ◎6カ月以上の寝たきりの人のおむつ代(医師の証明書が必要)
- ◎保健師や看護師などに療養上の世話を受けたときの費用(親族への

- 支払いは対象外)
- ◎風邪をひいたときの風邪薬など、治療や療養に必要な医薬品の購入費用(予防や健康増進のための薬は対象外)
- ◎急な病状で病院や診療所などに行くときに介助が必要な場合の人件費(親族への支払いは対象外)
- ◎介護保険下で提供された一定の施設、在宅サービス費用(領収書に控除の対象額が書かれている)

介護保険利用料なども対象

「生計を一にしている」配偶者、子、孫、老いた両親などの医療費も合算できます。同居していても、生活費や学費、療養の費用を仕送りしている場合は合算できます。控除額は、1年間に支払った医療費の総額から保険などで戻ってきた金額を引き、さらに10万円を引いた額です。



10名の弁士が勢ぞろいして記念撮影